

2
3 **施策項目 20**

4 **生涯学習・社会教育の振興**

5
6 **施策の方向性 ~10年後を見据えて~**

- 7 ○ 道民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要な時に必要な知識・技能を身に付け成長し、他
8 者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会
9 の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指す
10 ことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 11
- 12 ○ 社会教育の推進に向けた取組への援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事、
13 社会教育士などの人材の育成に努めるとともに、知事部局や NPO、大学、企業等の多様な主体との連携・
14 協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を推進します。
- 15
- 16 ○ 子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を生かした多様な体験活動
17 を意図的・計画的に創出します。

18
19 **主な取組**

- 20 ○ **生涯にわたる学習活動の推進**
- 21 ・ 道民カレッジはもとより、社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の
22 提供
 - 23 ・ 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で生かす仕組みづくりの支援
 - 24 ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発
- 25
- 26 ○ **社会的包摂の実現につながる取組の推進**
- 27 ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- 28
- 29 ○ **学びの活動をコーディネートする社会教育主事などの人材育成**
- 30 ・ 社会教育主事及び社会教育士を養成する社会教育主事講習の広域的な展開や資質・能力の向上を図る
31 現職研修の充実
 - 32 ・ 行政職員や教職員、民間事業者等を対象とした社会教育に関する研修機会の充実
- 33
- 34 ○ **多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上**
- 35 ・ 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実
 - 36 ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取組の支援
 - 37 ・ ICT 等の新しい技術を活用した学習活動の推進
- 38
- 39 ○ **地域の特色を生かした多様な体験活動の推進**
- 40 ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として地域の教育資源を生かした多様な体験活動の推進
 - 41 ・ ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78

関連する SDGs の目標



Topics 【家庭教育支援の推進】

【施策の方向性】

○関係機関との緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、企業等と連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図ることで、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう取組を推進します。

【主な取組】

- 家庭教育支援者同士のネットワークづくりの支援
- 家庭教育サポート企業等制度の推進
- 市町村における家庭教育支援チーム設置に向けた支援の推進

Topics 【読書活動の推進】

【施策の方向性】

○北海道子ども読書活動推進計画を踏まえ、幼児からの発達段階に応じた読書習慣の確立に努めるとともに、市町村立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図る取組を進めます。

【主な取組】

- 幼児期からの読書習慣確立に向けた取組の強化
- 地域の住民や児童・生徒が利用しやすい図書館となるための運営支援の強化
- 市町村立図書館や学校図書館に多くの地域住民が関わることのできる体制の充実



- ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法の調査研究及び普及啓発
- ・ ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化
- ・ オンラインによる研修会の実施強化

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
社会教育主事を配置している市町村の割合		
障がい者の学習機会に関する実態把握している市町村の割合		
道立青少年体験活動支援施設の利用者数		
文部科学省の定める「家庭教育支援チーム」登録制度への登録団体数		
道内公立図書館及び類似施設の道民一人当たり貸出冊数		

担当課 HP



●家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度です。

●道民カレッジ

産学官が連携して、道内各市町村で行われている様々な学習機会を体系化することにより、道民が自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材を育成することを目的としています。

2
3 施策項目 21

4 安心・安全な教育環境

5
6 施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 7 ○ 児童生徒等が事故や犯罪、災害等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して、回避するため
8 の知識や行動を身に付けるなど危機対応能力を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携したよ
9 り効果的な防犯教育、交通安全教育、防災教育の充実を図ります。
- 10
- 11 ○ 児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会が、警察署、消防、市町村の防災担当
12 部局等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」等に基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取
13 組を促進します。
- 14
- 15 ○ 道内において地震等による大規模災害が発生し、学校が被災した時に備え、被災した学校が早期に再
16 開が可能になるよう支援体制の構築と支援に向けた人材育成に努めます。
- 17
- 18 ○ 地震による建築物の倒壊に伴う人的・物的損害の発生を防止するため、建築物の耐震化や長寿命化改修
19 による老朽化対策を促進します。

20
21 主な取組

- 22 ○ **自らの命を守り、主体的に行動する態度を育成する安全防犯教育や交通安全教育の推進**
- 23 ・ 警察や関係団体等と連携した不審者対応訓練などの防犯教室・防犯訓練の実施
- 24 ・ 幼児期からの発達段階に応じた交通ルールや自転車の乗車等安全に関する知識・技能を身に付けさせ
25 するための体験型交通安全教育の実施
- 26
- 27 ○ **自らの命を守るとともに、災害時の支援活動等に進んで協力し、社会貢献できる態度を育成する防災教
28 育の推進**
- 29 ・ 学校（幼児教育施設含む）において、家庭や地域、防災関係機関との連携による避難所設営体験や非
30 常食調理などの体験活動を核とする「一日防災学校」の拡充
- 31 ・ 児童生徒が主体的に防災・減災について考える活動を通して防災意識の向上や学校、家庭、地域へ
32 の啓発活動を行う「防災サミット」などの取組の推進
- 33
- 34 ○ **安全確保や災害対応体制の確立**
- 35 ・ 「危機管理マニュアル」に基づく新たな危機も含めた校内安全体制の構築
- 36 ・ 学校・市町村教育委員会と道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など「通学路交通安全プ
37 ログラム」等に基づく効果的な取組の推進
- 38
39
40
41

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64

関連する SDGs の目標



○ 被災地域の学校への支援に向けた体制の構築

- ・ 学校に避難所が開設された時の運営方法に関する教員研修
- ・ 学校が被災した際の早期学校再開に関する教員研修の充実
- ・ 被災した児童生徒の心のケアに関する教員研修の充実
- ・ 研修を通じた人材育成による被災地域の学校への支援体制の構築

○ 公立学校施設の長寿命化や耐震性の推進

- ・ 市町村への学校の長寿命化、耐震化促進に向けた情報提供、要請
- ・ 国に対して、支援の充実と地方負担を軽減する財源措置について要望



- ・ オンラインを活用した安全教育や防災教育の推進
- ・ オンラインシステムを活用した被災地域の学校に支援に向けた研修の充実
- ・ 「通学路交通安全プログラム」等安全確保の取組の Web ページへの掲載

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合		
警察などと連携し体験型交通安全教育を行っている学校の割合		
地震に加え、地域の実態を踏まえた風水害等の自然災害に応じた、避難（防災）訓練を実施している学校の割合		
「1日防災学校」を実施している市町村の割合		
公立小中学校の耐震化率		

65
66
67
68
69

担当課 HP

生徒指導・学校安全課



施設課



●通学路交通安全プログラム

各市町村における学校、教育委員会、道路管理者、地元警察署等の関係機関による通学路の合同点検の基本的方針。

合同点検の実施・対策の検討、実対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連の才票として繰り返し実施し、通学路の安全確保を図る。

●一日防災学校

北海道地域防災計画を踏まえ、災害に関する知識の普及・啓発や地域コミュニティにおける防災教育の普及推進を目的に令和元年度から実施。道教委、道、市町村防災担当部局、消防等の関係機関との連携により、学校において体験型やロールプレイ型の指導方法により防災に関する授業を展開する。

●防災サミット

令和元年度に本道を会場に開催した「世界津波の日 高校生サミット」の成果をレガシーとして、令和3年度に道教委が独自に開催。本サミットに参加した高校生は、「自らの命を守り抜くために」「地域防災力の向上のために」「防災意識を高めるために」を柱とした提言を全道の高校に発信するなどの成果を上げた。

70
71
72
73
74
75
76
77
78
79

2
3 **施策項目 22**

4 **芸術文化活動の推進**

5
6 **施策の方向性 ~10年後を見据えて~**

- 7 ○ 道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教
8 育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全
9 ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 10
- 11 ○ 世界文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存
12 や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が国内外に発信され、地域振興や
13 観光資源などとして活かされるよう、知事部局と連携しながら取り組みます。

14
15 **主な取組**

- 16 ○ **芸術文化に身近に接する機会の充実**
- 17 ・ 道立美術館等の所蔵品の活用や道内外の様々な美術館との連携による魅力ある展覧会の開催
 - 18 ・ 道内の公立・私立美術館等と連携・協力し、「アートギャラリー北海道」などの取組を通じた、美術
19 館機能の充実と地域の賑わいを創出
 - 20 ・ 時間や居住地にとらわれることなく、鑑賞や興味・関心に応じて調べられるよう、所蔵品データベ
21 ースの公開や美術作品のオンライン鑑賞など情報発信の充実
- 22
- 23 ○ **学校の教育活動への支援の充実**
- 24 ・ 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、出張アート教室の実施や鑑
25 賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実
 - 26 ・ 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実
 - 27 ・ 中学校・高校における文化部活動の充実などを図るため、外部指導者を派遣
- 28
- 29 ○ **次代につなぐ文化財保護の推進**
- 30 ・ 道民共有の財産である文化財を引き継ぐため、指定文化財の現状把握・適切な管理や、未指定文化財
31 の調査・指定等を推進
 - 32 ・ 市町村や関係団体と連携し、文化財保護強調月間に「見る」「学ぶ」「体験できる」取組の情報等を発
33 信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成
- 34
- 35 ○ **世界文化遺産に対する理解の促進**
- 36 ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」など世界遺産について、子どもたちの理解が深まるよう、学習教材
37 の提供や教員研修の整備など、学校の教育活動を支援
 - 38 ・ 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進
- 39

40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74

関連する SDGs の目標



○ アイヌ民俗文化財の保存・伝承活動の推進

- ・ 将来にわたり、道民がアイヌの人たちの歴史や文化について理解を深められるよう、民俗技術の調査や伝統的な風俗慣習・民俗芸能の講座の実施など保存・伝承活動を推進



- ・ 所蔵する美術品のデータベースの公開と美術作品のオンライン鑑賞
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」等についてオンライン上で学ぶことができる学習教材の整備

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数		
文化財・博物館課及び各美術館・博物館のホームページ等の閲覧者数		
指定文化財所在市町村で北海道文化財保護協調月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合		
「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校数		

担当課 HP



●アートギャラリー北海道

北海道の美術館等がネットワークでつながり、双方向でアートを紹介・発信するとともに、若手作家との活動の場や機会の提供など美術館の機能を充実させることによって、「美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となる」ことを目指す取組。

●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021年7月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する17か所の縄文遺跡群（うち道内に6か所）

●北海道文化財保護協調月間

北海道教育委員会が、道内の貴重な文化財を守り伝えるために、毎年10月8日から11月7日を「北海道文化財保護協調月間」と定めた期間。